

# 平成25年度第1回地域密着型サービス等運営委員会

## 次 第

日 時 : 平成25年7月9日(火)  
午後2時～4時  
場 所 : 富山市役所 教育委員会室

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 第5期介護保険事業計画の進捗状況について

- ① 給付費の見込みについて
- ② サービスの利用状況について
- ③ 地域密着型サービス拠点施設の整備状況について …………… 資料2
  - ・平成24年度整備の開設状況について
  - ・平成25年度整備の進捗状況について

} 資料1

#### (2) 地域密着型サービスのあり方について

- ① サービス提供状況報告
  - 1) 小規模多機能型居宅介護  
富山県小規模多機能型居宅介護事業者連絡協議会 会長 角内 純 氏
  - 2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
社会福祉法人射水万葉会天正寺サポートセンター 宮垣 早苗 氏
- ② 共用型認知症対応型通所介護事業の実施について …………… 資料3
- ③ 地域密着型サービスに係る市町村独自報酬基準の認定について  
…………… 資料4

### 3 閉 会

## 第5期介護保険事業計画の進捗状況について

## 1 給付費の見込みについて

第5期の介護給付費等は、約1,077億円と見込んでいます。(単位：百万円)

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	計
保 険 給 付 費	33,202	35,139	37,278	105,619
地 域 支 援 事 業	681	685	688	2,054
介 護 給 付 費 等	33,883	35,824	37,966	107,673

## 2 サービスの利用状況について

平成24年度の介護給付費の執行状況については、ほぼ計画のとおりとなっています。  
(執行率99.64%)

サービス別に見ると、市では「施設介護」から「在宅介護」への転換を図っていることから、「施設サービス」は横ばいとなっていますが、「居宅サービス」は8.8%増、「地域密着型サービス」は19.8%増となっています。

特に、訪問系サービスが高い伸び(13.2%)を示しています。(訪問介護15.4%増、訪問看護9.2%増、訪問リハ13.0%増)

地域密着型サービスでは、認知デイが29.2%増、小規模多機能が34.6%増、グループホームが7.7%増、小規模特養が20.1%増となっています。

(単位：百万円)

区 分	H23年度 実績値 ①	H24年度 計画値 ②	H24年度 実績値 ③	対前年度比 ③/① (%)
居 宅 サ ー ビ ス	13,155	14,151	14,318	108.8
訪 問 系 サ ー ビ ス	2,190	2,277	2,479	113.2
通 所 系 サ ー ビ ス	7,059	7,656	7,607	107.8
短 期 入 所 サ ー ビ ス	1,497	1,581	1,612	107.7
そ の 他	2,409	2,637	2,620	108.8
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	2,936	3,610	3,517	119.8
施 設 サ ー ビ ス	13,497	13,621	13,436	99.5
そ の 他	1,733	1,820	1,829	105.5
地 域 支 援 事 業	638	681	662	103.8
介 護 給 付 費 等	31,959	33,883	33,762	105.6

## 1. 平成24年度地域密着型サービス拠点施設の整備状況について

(第5期計画整備分)

No.	事業者名	施設名	施設所在地	サービス種別	定員	日常生活圏域	事業所指定年月日	補助金(千円)
1	(福)射水万葉会	富山中央サポートセンター	二口町一丁目15番13号シティパレス326 1階	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	—	堀川等	H25.4.1	10,000
2	(株)コロネット	リビングるい	本郷町22番地	特定施設入居者生活介護	36	堀川等	H25.4.1	—

## 2. 平成25年度整備の進捗状況について

No.	事業者名	整備内容等	事業所名(予定)	整備予定地	日常生活圏域	状況
1	(福)射水万葉会	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	みずほ	婦中町上吉川	婦中	設備整備にあたり国庫補助金を活用することにしており、国の内示待ち。(今夏指定予定)
2	(医社)萩野医院	認知症対応型共同生活介護	グループホームやまだ	山田沼又	八尾等	施設整備にあたり県補助金を活用することにしており、県へ申請中。(25年度末整備完了予定)
3	(福)とやま虹の会	既存の特別養護老人ホームの個室ユニット化及び増床(20床)	特別養護老人ホームしらいわ苑	水橋新堀	水橋	25年度に増築棟を整備する計画であったが、活用予定の補助金が国(県)において予算措置されなかったため、翌年度以降に整備を先送り。
4	(福)梨雲福祉会	既存の特別養護老人ホームの個室ユニット化及び増床(20床)	特別養護老人ホーム梨雲苑	吉作	呉羽	25年度に既存施設を改修する計画であったが、活用予定の補助金が国(県)において予算措置されなかったため、翌年度以降に整備を先送り。
5	(福)アルペン会	既存の特別養護老人ホームの個室ユニット化及び増床(20床)	特別養護老人ホームアルペンハイツ	新庄町	新庄	施設整備にあたり県補助金を活用することにしており、県へ補助申請中。(25年度末サテライト型特別養護老人ホーム(29床)整備完了予定、26年度に既存施設改修予定)

(参考)平成26年度整備予定

6	(医社)萩野医院	複合型サービス	ゲーテ	八尾町福島	八尾等
7	(医社)若葉会	複合型サービス	おきな	音羽町	山室等

## 共用型指定認知症対応型通所介護について

### 1. 定義

共用型指定認知症対応型通所介護とは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型介護老人福祉施設もしくは地域密着型特定施設の食堂又は共同生活室において、それらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護のことをいう。

指定共用型指定認知症対応型通所介護は、事業の開始又は施設の開設後3年以上経過している指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定地域密着型特定施設において行わなければならない。

### 2. 人員基準

管理者	単独型・併設型と同様（常勤・専従、研修修了者であること。）
従業者	指定共用型指定認知症対応型通所介護事業の利用者の数と、 ① 指定認知症対応型共同生活介護の利用者 ② 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者 ③ 指定地域密着型特定施設の入居者の数 を合計した数について、 ① 指定認知症対応型共同生活介護 ② 指定地域密着型指定介護老人福祉施設 ③ 指定地域密着型指定特定施設入所者生活介護 の規定を満たすために必要な数以上とする。
利用定員	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定地域密着型特定施設ごとに1日あたり3人以下とする。

### 3. 設備基準 特に定めはない。

### 4. 介護報酬

区 分	認知症対応型通所介護費（Ⅰ）		Ⅱ（Ⅱ）
	単独型（i）	併設型（ii）	共用型
3時間～5時間	589～827単位	533～746単位	268～307単位
5時間～7時間	904～1,291単位	813～1,159単位	436～499単位
7時間～9時間	1,030～1,477単位	924～1,324単位	503～575単位

### 5. 利用状況

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
事業所数（か所）	9	12	13	15	21	22
平均利用人数（人）	5.7	6.4	7.8	6.9	6.9	7.1
定員充足率（％）	50.0	55.2	67.2	60.0	59.1	61.1

## 地域密着型サービスに係る市町村独自報酬基準の認定について

### 1 要 旨

地域包括ケアを実現するため、保険者が主体となって地域密着型サービス等を整備していく必要があります。このため、地域密着型サービスにおける市町村の独自報酬設定権が次のとおり拡大されたことから、本市における取扱いについて検討するものです。

現 行	改正内容（平成 24 年 4 月～）
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は全国一律の介護報酬額を超えない額を独自に設定可能</li> <li><u>全国一律の介護報酬額を上回る額とする場合は、厚生労働大臣の認可が必要。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護報酬については、厚生労働大臣の認可によらず、<u>市町村独自の判断で全国一律の介護報酬を上回る報酬を設定可能。</u></li> <li>介護報酬額の上限については、厚生労働大臣が定める。</li> </ul>
(対象) <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間対応型訪問介護</li> <li>小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	(対象) <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間対応型訪問介護 (上限 300 単位)</li> <li>小規模多機能型居宅介護 (上限 1,000 単位)</li> <li><u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> (上限 500 単位)</li> <li><u>複合型サービス</u> (上限 1,000 単位)</li> </ul>

### 2 要 件

- (1) 市町村は、地域密着型サービスの種類等の事情から判断して、国が定める基準を限度に、市町村独自の介護報酬を設定することができます。
- (2) 設定にあたっては、市町村の「地域密着型サービス運営委員会」等での協議が求められています。（従前と異なり、厚生労働大臣の認可は不要です。）
- (3) 独自報酬は加算方式で、市町村は、その要件と単位数（50 の倍数）を定めますが、
  - ア) 国の指定基準を上回っていること
  - イ) 加算額は、全国一律の介護報酬の基準を満たさない場合は、その単位数を超えることはできない  
こととされています。

### 3 基本的な考え方について

- (1) 地域密着型サービスは、地域包括ケアを実現するため、各地域（日常生活圏域）の社会資源として今後とも整備に努めていかなければならない。
- (2) 地域密着型サービスは、比較的小規模な事業所が多いため、経営上厳しい環境にある。特に事業開始から数年間はその傾向が強い。
- (3) 以上のことから、次の点を考慮して議論をすすめたい。
  - ア) 各事業所の経営状況を確認したうえで、支援の必要性を検討すること。  
（赤字の実態把握。恒久的な制度ではなく、時限的な措置とすること。）
  - イ) 一律の上乗せではなく、各事業所の努力が報われるような制度とすること。
  - ウ) 制度を複雑化する恐れがあるため、既存の加算制度と類似の制度は設けないこと。
  - エ) 加算制度を設けるサービス種別の団体においては、個別事業所の努力のみならず、団体として一層のサービスの質の向上等に努めること。

## 4 導入の事例

### (1) 市町村独自報酬基準認定済市町村

#### ア 夜間対応型訪問介護（2市）

静岡県	静岡市（H21.4）
愛知県	名古屋市（H21.10）

#### イ 小規模多機能型居宅介護（22市区町）

群馬県	沼田市（H21.4）
埼玉県	さいたま市（H23.4）
東京都	千代田区（H22.4）、新宿区（H21.4）、文京区（H21.10）、板橋区（H21.10）、練馬区（H21.10）、足立区（H21.4）、日野市（H23.4）
神奈川県	相模原市（H21.4）、藤沢市（H21.4）
石川県	加賀市（H22.4）
長野県	辰野町（H21.10）
静岡県	静岡市（H21.4）、富士市（H21.4）
愛知県	名古屋市（H21.10）
大阪府	大阪市（H22.4）
兵庫県	神戸市（H21.4）
和歌山県	和歌山市（H21.4）、御坊市（H21.10）
岡山県	笠岡市（H21.4、H21.10）
香川県	高松市（H21.4）

### (2) 市町村独自報酬基準項目別一覧（H23.3.8現在）

別紙のとおり

## 5 各事業所の運営状況等（別紙資料のとおり ※会議終了後回収します。）

### (1) 夜間対応型訪問介護

- ・平成20年度から5期連続の赤字。※H24年度は定期巡回実施のため赤字額が減少。
- ・登録者の推移（H20末1人、H21末20人、H22末39人、H23末74人、H24末36人）  
※H23に大きく増加したのは24時間対応型訪問介護モデル事業実施のため

### (2) 小規模多機能型居宅介護事業所

- ・26事業所中、赤字は9事業所（34.6%）※うち1年目3事業所、2年目2事業所
- ・多くの事業所が開所後2～3年で黒字化
- ・第5期に整備を見送ったことで、平均登録者は18.5人に0.3ポイント改善
- ・登録者10人未満は2事業所。直近では7人→10人、5人→7人に改善

### (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）

- ・利用者の低迷。（H25.5末22名）
- ・連携の訪問看護事業者からは報酬上十分なケアが困難であるとの指摘有り

## 6 現行の報酬体系（主なもの）

### (1) 夜間対応型訪問介護

基礎単位数	項目	単位数	内 容
基礎単位数	夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）		
	・基本夜間対応型訪問介護費	1,000 単位/月	
	・定期巡回サービス費	381 単位/回	
	・随時訪問サービス費（Ⅰ）	580 単位/回	
加算	①サービス提供体制強化加算	12 単位/回	・2人の訪問介護員によるサービス ・研修計画の作成、実施 ・技術指導会議の開催 ・職員の健康診断 ・介護福祉士3割以上又は特定の研修受講者が5割以上
	②24時間通報対応加算	610 単位/月	・日中においてもオペレーションサービス

### (2) 小規模多機能型居宅介護事業所

基礎単位数	項目	単位数	内 容
基礎単位数	小規模多機能型居宅介護費		
	・要支援1	4,469 単位/月	
	・要支援2	7,995 単位/月	
	・要介護1	11,430 単位/月	
	・要介護2	16,325 単位/月	
	・要介護3	23,286 単位/月	
	・要介護4	25,597 単位/月	
加算	①初期加算	30 単位/日	・登録から30日以内
	②認知症加算（Ⅰ）	800 単位/月	・日常生活に支障を来すおそれがある症状等
	認知症加算（Ⅱ）	500 単位/月	・要介護2で周囲の者による日常生活の注意が必要
	③看護職員配置加算（Ⅰ）	900 単位/月	・常勤の看護師1名配置、定員超過人員基準欠如なし
	看護職員配置加算（Ⅱ）	700 単位/月	・常勤の准看護師1名配置、定員超過人員基準欠如なし
	④サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	500 単位/月	・研修計画の作成、実施 ・技術指導会議の開催 ・介護福祉士4割以上 ・定員超過人員基準欠如なし
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	350 単位/月	・常勤職員が6割以上 ・研修計画の作成、実施 ・技術指導会議の開催 ・定員超過人員基準欠如なし
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350 単位/月	・勤続3年以上が3割以上 ・研修計画の作成、実施 ・技術指導会議の開催 ・定員超過人員基準欠如なし
	⑤事業開始時支援加算	500 単位/月	・事業開始後1年未満で、登録定員の7割未満

### (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）

基礎単位数	項目	単位数	内 容
基礎単位数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費		
	・要介護1	6,670 単位/月	（参考）連携する訪問看護事業所の訪問看護費 2,920 単位/月
	・要介護2	11,120 単位/月	
	・要介護3	17,800 単位/月	
	・要介護4	22,250 単位/月	
・要介護5	26,700 単位/月		
加算	①初期加算	30 単位/日	・登録から30日以内
	②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	500 単位/月	・研修計画の作成、実施 ・技術指導会議の開催 ・職員の健康診断 ・介護福祉士3割以上又は特定の研修受講者が5割以上
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	350 単位/月	・常勤職員が6割以上 ・研修計画の作成、実施 ・技術指導会議の開催 ・職員の健康診断
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350 単位/月	・勤続3年以上が3割以上 ・研修計画の作成、実施 ・技術指導会議の開催 ・職員の健康診断

（参考）訪問看護費 単価

所要時間 20 分未満の場合	316 単位
所要時間 30 分未満の場合	472 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	830 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1,138 単位

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。